

財務省告示第二百十九号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平  
 成十八年五月十五日に発行する利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五
名称及び記	発行の根拠	振替法の適	発行方法	発行額
利付国庫債券（二年）（第二百四十四回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十八年度における財政運営のた	成十三年法律第七十五号。以下	日本郵政公社による国債の募集	額面金額で千二百億円
	め、公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）第二条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	のうち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行する利付国債に
	十八年度における財政運営のた	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	日本郵政公社による国債の募集	ついでには、額面金額で百三十九
	め、公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）第二条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	日本郵政公社による国債の募集	億九千四百四十万円、平成十八
	め、公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）第二条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	日本郵政公社による国債の募集	年度における財政運営のため
	め、公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）第二条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	日本郵政公社による国債の募集	公債の発行の特例等に関する法
	め、公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）第二条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	日本郵政公社による国債の募集	律第二条第一項の規定に基づき



十八	十七	十六	十五
払 込 期 日	募 集 期 間	払 場 所	償 還 金 支 額
平成 十八 年 五月 十五日	八 年 五月 九日 まで	平 成 十 八年 五月 二日 から	日 本 銀 行 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円
			平 成 十